

事 務 連 絡

平成29年12月28日

介護保険指定事業所管理者 様

猪名川町生活部福祉課長

同居家族がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助の取扱いについて

同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについては、平成12年2月10日付厚生省告示第19号ならびに平成19年12月20日付事務連絡により厚生労働省老健局振興課から通知されているとおりであるが、利用者の状況に応じた適切なケアプランに基づき、利用者に必要なサービスが提供されるべき事項について、通知します。

なお、本通知に基づく取扱いは、本町が介護保険の保険者としての取扱いを通知するものであり、他の介護保険者に対しては個別に照会するなどの対応に留意してください。

## 記

### 1 生活援助に係る本人及び世帯の状況

生活援助とは、利用者が1人暮らしである場合または同居家族が「障害・疾病その他やむを得ない理由」により家事を行うことが困難な場合に行う「掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）」のことをいいます。ただし、①商品の販売、農作業等生業の援助的な行為、②直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為は家事援助に含みません。

#### (1) 生活援助の算定が可能な本人及び世帯像

##### ① 単身世帯

同居する家族がいない場合。ただし、二世帯住宅や同一敷地内、隣家等に家族が居住している場合は、「同居」とみなして検討してください。

##### ② 家族等が障害、疾病等

同居家族が要介護（要支援）認定者で家事ができない場合や、障害または疾病により家事ができない場合、それによりどのような家事を行うことができないのか明らかにする必要があります。また、疾病は、病名や疾病の症状などを明らかにする必要がありますが、障害者手帳の交付申請や精神通院助成による診断書があり写し等で確認できる場合を除き、本件の生活援助のためにのみ医師の診断書による確認や保管までは必要ありません。

③ その他

同居家族がいる場合でも、事情により算定が可能になることがあります。

ア 家族の介護放棄により支障がある場合

イ 家族が高齢であり、体力的に対応が困難で介護負担が極めて高い場合

ウ 本人が認知症であり、一人で食事の準備ができないため、家族不在の時間帯に食事の配膳等が必要な場合。ただし、単なる見守りはヘルパーの業務ではない。

(2) 留意事項

① 日中独居

同居家族が就労などによって日中独居である場合、夜間や休日など家族が滞在している時間帯で対応すればよい時は生活援助として算定できません。ただし、家族が不在の時間帯に行わなければ日常生活に大きな支障が生じる場合は、サービス担当者会議で協議し、適切なケアマネジメントにおいて判断してください。

② 老夫婦世帯

夫婦のどちらかが要介護または要支援の場合、高齢者世帯というだけでは生活援助の算定はできません。同居している配偶者の身体状況として家事ができない状態であれば、算定できる場合があります。

ただし、適切なケアマネジメントにより生活援助が必要とされる場合であっても、あくまでも要介護、要支援者のために限定されますのでご注意ください。

③ 共用部分のサービス提供について

原則として玄関、廊下、階段、居間（リビング）、食堂（ダイニング）、台所、浴室、トイレ等の共用部分の掃除は同居家族が行うべきで、「主として本人が使用する居室以外の掃除」に該当するので、算定できません。

ただし、家族が朝早くから夜遅くまで就労しているため、トイレをほとんど使用しておらず、本人の失禁や失敗することが多く衛生面、転倒防止の観点から日中にトイレを掃除する必要がある場合は、サービス担当者会議で協議し、ケアプランに位置づけられれば算定できる場合があります。

## 生活援助算定確認フローチャート

【チェック1】条件を満たしている場合は、「チェック2」へ

- 1 生活援助を利用する本人が要支援1・2、要介護1～5の利用者であること
- 2 利用者本人に対して、ヘルパーによる生活援助が必要(本人ができない行為)であること
  - ①生活援助は単なる家事代行サービスではありません。
  - ②「やったことがない(家事の経験がない)」、「家族に負担をかけたくない」、「利用者本人が家族のためにやっていた家事をヘルパーに代行してもらいたい」などという理由も認められません。
  - ③本人ができるまたはできるようになる可能性がある生活行為を代行することで、ADLやIADLの低下を招かないように注意してください

【チェック2】

「同居家族がない」または「同居家族は家事ができない」こと

